

お客様番号

安定所番号

※**お客様番号**は、雇用保険の各種給付の追加給付のための確認にあたり、必要な番号となります。

この書類一式は、雇用保険の追加給付に関する重要なものです。

内容を十分にご確認いただき、**同封の届出用紙に必要事項をご記載の上、返信用封筒でお送りください**ますようお願いいたします。

ご返送いただいた後も、本書類はお支払いの連絡があるまで保管願います。

雇用保険の追加給付に関するお知らせとお願い(ご遺族の方へ)

はじめに ～統計調査に関するお詫び～

毎月勤労統計調査をはじめとする厚生労働省が所管する統計について、長年にわたり不適切な取扱いをしていたことにより、国民の皆様にご迷惑をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

また、毎月勤労統計調査の影響により、平成16年8月以降、雇用保険の各種給付を受けていた方の給付額が低く計算されている可能性があり、追加給付の手続きを進めています。

(事案の詳細については厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03463.html をご参照ください)。

同封書類
～ご確認ください～

1. 未支給失業等給付請求書
2. 未支給失業等給付請求書 記入例
3. 返信用封筒

(1) お知らせとご協力をお願い

現在、対象の方に追加のお支払いをする準備を進めており、ハローワークで保有する氏名、生年月日等のデータをもとにお支払いの対象となる方を調査した結果、**亡くなられたご家族が対象となる可能性があることが分かりました。**

つきましては、一定の条件のもと**ご遺族の方からの請求によりお振り込みを行いますので**、振込先等を確認させていただくため、**同封の「未支給失業等給付請求書」に必要事項をご記載の上、同封の返信用封筒によりご回答**いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

適切なお支払いにつなげるため、ご協力のほどお願い申し上げます。

お支払いまでの流れやお問い合わせ先については、裏面をご参照ください。

裏面もご覧ください

(2) ご家族の情報

氏名	生年月日	性別
----	------	----

受給時期及び追加給付額

	受給時期	追加給付額		受給時期	追加給付額
1			5		
2			6		
3			7		
4			8		

※受給時期は、給付金ごとに最大で8つまで記載しており、給付を受けた概ねの期間や、受給が決まった日等を示したものです。
なお、追加給付が生じない給付金分については、記載しておりません。

(3) お支払いまでの流れ

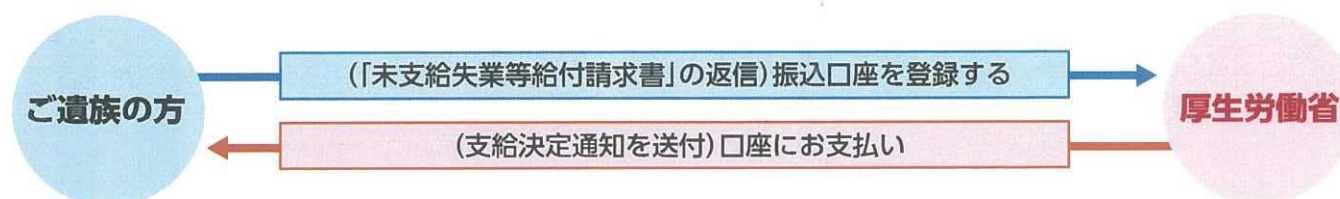
同封の「未支給失業等給付請求書」をご記入の上ご返信いただき、内容を確認の上、口座へのお支払手続を行った後、支給決定通知書を郵送いたします。

(2)に記載した金額を請求できるのは、

- ・(2)の方の配偶者(内縁の方を含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のいずれかであり、
- ・(2)の方の死亡の当時、生計を同じくしていた方(同じ住所に住んでいた。住民票上同一世帯にいた。別々に住んでいたが生活費・医療費などについて生活の基盤となる経済的な援助が行われていた、等の場合を言います。)

に限られます。

上記の要件に該当しない場合は、請求はできませんのでご注意ください。



(4) 留意点 ~ご了承ください~

- ご家族が複数のハローワークで雇用保険給付を受けていた場合などには、同様の書類が複数届く可能性があります。大変お手数ですが、正しくお支払いするため、その場合も再度必要事項をご記入の上、ご返送をお願いします。
- 追加給付が振り込まれるまでに、振込先としてご登録いただいた口座の名義変更や廃止をなされると、正しくお支払いができなくなりますので、お控えいただきますようお願いします。
- 平成16年8月1日～平成17年3月31日までに就業・再就職し、早期就業支援金、早期再就職支援金を受給された方の当該追加給付は、その他の給付に比べ、お支払いまでに一定の期間がかかりますので、ご承知おきください。
- 振込の際の名義は、「コウセイロウドウショウショクギョウアンテイキョク」又は、「ショクギョウアンテイキョク」となります。

(5) お問い合わせ先

お問い合わせ内容

- お支払いまでの流れ
 - 振込先として指定可能な金融機関
 - 「未支給失業等給付請求書」の記載の仕方 など
- 以上のような場合やご不明点についてお問い合わせください。

お問い合わせ先

雇用保険追加給付相談窓口 **0120-952-807**
月～金：8:30～20:00 土日祝：8:30～17:15
(年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。)